

○長崎県東京産業支援センター条例

平成17年 7 月19日長崎県条例第65号

改正

平成26年 3 月31日条例第30号

長崎県東京産業支援センター条例をここに公布する。

長崎県東京産業支援センター条例

長崎県東京産業支援センター条例（平成13年長崎県条例第54号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 県内の中小企業者に対して、首都圏における販路開拓や情報収集等の事業活動のための場を提供するとともに、県内の産業に関する情報の発信拠点として、長崎県東京産業支援センター（以下「支援センター」という。）を東京都に設置する。

（支援センターの管理）

第 2 条 支援センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 支援センターの使用の許可に関する業務
- （2） 支援センターの使用料の徴収に関する業務
- （3） 支援センター及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、支援センターの運営に関して知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第 4 条 第 2 条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- （1） 支援センターの管理に関する事業計画書
- （2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定の基準）

第 5 条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- （1） 事業計画書等の内容が、支援センターを使用しようとする者の公平な使用を確保できるも

のであること。

(2) 事業計画書等の内容が、支援センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った支援センターの管理を安定して行うことができるものであること。

(使用対象者)

第6条 支援センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内に主たる事業所を有する中小企業者であつて、首都圏において当該企業の製品、サービス等の販路開拓、情報収集等を行うもののうち、首都圏に事業所を有しないもの（指定管理者が特に認める場合を除く。）

(2) 県内で生産された商品等に関する情報の発信を目的とした食堂を運営するもの

(3) 県内の産業に関する情報の収集、発信等を行う公共的団体

(使用の許可等)

第7条 支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 支援センター及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、支援センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に、支援センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(使用の許可の取消し及び使用の中止)

第8条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

(1) その使用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

- (2) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前条第4項の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(使用許可事項の変更)

第9条 使用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又はその使用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用期間)

第10条 第7条第1項の許可の期間は、3年を超えることができない。

2 前項に定める期間は、規則で定めるところにより、更新することができる。

(使用料)

第11条 使用者は、1平方メートルにつき1月2,090円の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の納期限は、使用を開始する日の属する月の使用料にあつては、当該開始日の属する月の末日、翌月以降の使用料にあつては、それぞれ前月の末日までとする。

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第5号の規定に該当することを理由として、同条の規定により使用の許可を取り消され、又はその使用を中止されたとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、第9条の規定による支援センターの使用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

(原状回復)

第14条 使用者は、支援センターの使用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 支援センター及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、支援センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県東京産業支援センター条例（以下「新条例」という。）第2条から第5条までの規定（指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。）及び第16条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の長崎県東京産業支援センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月31日条例第30号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成31年10月1日から施行する。